

令和4年11月市議会緊急会議

# 建設水道常任委員会資料

議案第126号 専決処分承認の件

専決第21号 令和4年度福島市一般会計補正予算中、都市政策部所管分・・・・・・・・ P. 2

都市政策部

議案書  
P8~15

## 住宅応急修理事業(令和4年福島県沖地震関連)

### 1 専決理由

令和4年福島県沖地震により被害を受けた住宅の日常生活に不可欠な部分への応急修理支援について、当初の想定を上回る申請があったため。

当初想定 1,200件、予算額 456,000千円

追加件数 400件、補正予算額 140,000千円

### 2 対象者

以下の要件を全て満たす方(世帯)

(1)居住する住宅が地震により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受けた方

※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象

(2)自らの資力では修理できない方

※大規模半壊以上の場合は資力を問わない。

### 3 応急修理の範囲

屋根、外壁、基礎等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、トイレ等の衛生設備など日常生活に不可欠な部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所

### 4 申請受付期日 令和4年9月30日

### 5 基準額 半壊以上 595,000 円以内、準半壊 300,000 円以内

(単位:千円)

事業名	年度	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
住宅応急修理事業 (令和4年福島県沖地震関連)	令和4年度	456,000	<b>140,000</b>	596,000	県 140,000	-	-	-